

○山梨県警察風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律事務取扱要領の制定について

〔 令和 3 年 3 月 3 0 日 〕
例規甲（生企許）第121号

（概要）

この要領は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例、山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則及び山梨県公安委員会事務専決規程に定めるもののほか、風俗営業等に係る許認可事務等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。